

発掘調査の概要

藤原宮朝堂院東南隅（飛鳥藤原第128次）

藤原宮の中枢、大極殿の南方には、瓦葺きの朝堂が東西対称に12棟ならぶ朝堂院が広がっています。朝堂院は、国家的な儀式や政務・饗宴の場で、その南には、朝堂院に入る臣下が待機する朝集殿院がありました。これまでの調査で、朝堂院は複廊という回廊で区画されていたことがわかっています。本調査ではその東南隅を発掘し、朝集殿院の区画施設との取りつき方を明らかにすることを目的としました。調査面積は約32m四方（1024m²）4月1日から開始し、7月25日に終了しました。

調査では、ほぼ想定通りの位置に朝堂院の回廊を検出しました。東面回廊が北からのびて、調査区中央付近で西に折れ、この南面回廊が西方に続いてゆきます。回廊は複廊ですから、3列の礎石据付穴・抜取穴がずらりと並ぶはずなのですが、わずかに根石を残す穴があるものの、総じて残存状況はよくありません。東面回廊に至っては、南面回廊との重複部分を除くと、全9個の穴のうち3個しか発見できませんでした。ちなみに柱間寸法は、桁行（長手）が約4.2m、梁行（短手）が約3.0mです。

いっぽう、朝集殿院の東側区画施設は複廊であることが判明しました。ところが、朝堂院の東面回廊



調査区の全景 奥は耳成山（南から）

を延長させた位置でなく、3mほど西にずれています。すなわち、朝集殿院回廊の東側柱筋が、朝堂院回廊の棟通りに合うのです。しかも、柱間寸法は桁行が3.0m、梁行が3.6mで、取りつき部分はやや複雑になっています。どうしてこのような形になったのか？調査の終盤にある手がかりを発見しました。朝集殿院の区画施設は、掘立柱塀から回廊に建て替えられているのです。回廊東側柱筋の柱位置は、掘立柱塀の柱位置をまったく踏襲していました。つまり、掘立柱塀は朝堂院回廊の棟通りに合わせていたのです。回廊の建設にあたっては、とりつき部の複雑さよりも、柱位置を踏襲することが重要だったようなのです。

以前の調査成果とあわせると、朝堂院の規模は、東西233.5m、南北321.3mとなることがわかりました。以前から言われていましたが、この規模は古代宮都の中では最も大きいものです。本調査で、朝堂院の規模がこれまで以上に明確になったことは、藤原宮中枢部の設計法、さらには12棟の朝堂の配置法などを解明するのに、大きな手がかりを得たといえるでしょう。また、朝集殿院区画施設の建て替えの事実は、藤原宮中枢部で確認した初めての改作痕跡であり、16年と短命だった藤原宮の造営を考えるうえで、きわめて重要です。

もうひとつ重要な遺構があります。朝堂院の東側には幅約2mの南北の素掘溝があります。朝堂院回廊南端付近から南ではなく、水はその位置で東から注ぎ込んで北へ流れいくようです。埋土は大きく3層に分かれており、その2層目からは木簡が出土しました。なかには「大寶三年」、つまり西暦703年にあたるものがあります。そのほか小木片や檜皮などもあり、これらの木簡・木製品は、なんらかの



本簡の出土した溝（北から）

造営にともなう遺物と見てよさそうです。一緒に出土した瓦や土器などを今後検討し、溝の性格や藤原宮造営の様相などをじっくり考えていかなければならぬと考えています。

（飛鳥藤原宮跡発掘調査部
箱崎和久）